

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小池善明

会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る「上場有価証券の
発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

平素は、本所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行い、本年6月29日から施行します。

今回の改正は、本年4月5日付で全国証券取引所の連名により公表した「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応について」に掲げた方針に基づく上場制度上の対応を図るため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

記

I 改正概要

1. 公表予定時刻より前の自社のウェブサイト等における会社情報の取扱い

- 上場会社は、適時開示が求められる会社情報について自社のウェブサイト等の公開ディレクトリに保存するときは、TDnetによる当該会社情報の開示後に行うか、又は公表予定時刻よりも前においてパスワード管理等のアクセス制限を行うこととします。

2. その他

- その他所要の改正を行います。

(備考)

- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条の5

II 施行日

- 平成25年6月29日から施行します。

以上

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の本所への説明)</p> <p>第2条の4 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。</p>	<p>(会社情報の本所への説明)</p> <p>第2条の4 上場有価証券の発行者は、第2条から第2条の2までの規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。</p>
<p>(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)</p>	
<p>第2条の5 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の6 第2条及び第2条の2の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、第2条及び第2条の2の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e tの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要であると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p>	<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の5 第2条から第2条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、第2条から第2条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e tの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要であると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p>

第3条 (略)

2 (略)

3 前2条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

4 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 (略)

2 第2条の4から第2条の6の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

付 則

この改正規定は、平成25年6月29日から施行する。

第3条 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

4 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 (略)

2 第2条の4 及び第2条の5の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。